

平成28年2月  
定例教育委員会会議

会議録

平成28年2月12日開催

# 会 議 録

開催日時	平成28年2月12日（金）		午後4時	開会																								
			午後5時3分	閉会																								
場 所	旭川市教育委員会 会議室																											
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一， <small>委員長職務代理者</small> 中島 智子，委 員 滝山 義之 委 員 杉山 信治，教育長 小池 語朗																										
	事 務 局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">田澤 清一</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">高橋 いづみ</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>田上 和敏</td> <td>社会教育部次長</td> <td>森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>金子 圭一</td> <td>文化振興課長</td> <td>谷口 達治</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設担当課長</td> <td>佐瀬 英行</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>林上 敦裕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ	学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	森山 素子	学校教育部次長	金子 圭一	文化振興課長	谷口 達治	学校教育部次長	片岡 晃恵			学校施設担当課長	佐瀬 英行			教職員担当課長	林上 敦裕		
	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ																								
	学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	森山 素子																								
学校教育部次長	金子 圭一	文化振興課長	谷口 達治																									
学校教育部次長	片岡 晃恵																											
学校施設担当課長	佐瀬 英行																											
教職員担当課長	林上 敦裕																											
局 務 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育政策課課長補佐</td> <td style="width: 50%;">松浦 宏樹</td> </tr> <tr> <td>同 教育政策係主査</td> <td>工藤 秀敏</td> </tr> <tr> <td>同 教育政策係</td> <td>阿部 由里夏</td> </tr> <tr> <td>社会教育課課長補佐</td> <td>羽田野 収</td> </tr> </table>			教育政策課課長補佐	松浦 宏樹	同 教育政策係主査	工藤 秀敏	同 教育政策係	阿部 由里夏	社会教育課課長補佐	羽田野 収																	
教育政策課課長補佐	松浦 宏樹																											
同 教育政策係主査	工藤 秀敏																											
同 教育政策係	阿部 由里夏																											
社会教育課課長補佐	羽田野 収																											
傍 聴 者	0人																											
公開・非公開の別	一部非公開																											
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 平成28年度教育行政方針について</li> <li>・議案第2号 旭川市社会教育基本計画の策定について</li> <li>・報告第1号 平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市立学校職員の懲戒処分について</li> <li>(2) 北海道旭川高等支援学校について</li> <li>(3) 平成27年度第2回教育奨励賞の決定について</li> <li>(4) 北海道指定文化財の指定について</li> <li>(5) 旭川第5小学校・桜岡中学校における落雪事故について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>																											

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成28年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成27年12月定例教育委員会会議（平成27年12月17日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成27年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成27年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成28年1月定例教育委員会会議（平成28年1月29日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成28年1月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成28年度教育行政方針について」、報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（4）「北海道指定文化財の指定について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成28年度教育行政方針について」、報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（4）「北海道指定文化財の指定について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
森山社会教育部次長	<p>議案第2号「旭川市社会教育基本計画の策定について」、説明願います。</p> <p>議案第2号「旭川市社会教育基本計画の策定について」、説明します。</p>

議案第2号資料の旭川市社会教育基本計画（素案）に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方を御覧ください。旭川市社会教育基本計画の策定に当たりましては、昨年12月1日から本年1月21日までの間、意見提出手続を実施したところであり、その結果、9人から御意見がありました。内容といたしましては、郷土愛に関し、郷土愛はアイヌ文化だけではないという1の御意見。地域の教育力に関し、学校の教育活動へのボランティア参画について、今まで以上に参画をしてほしいという2の御意見。文化芸術活動への支援に関し、特に音楽について、指導者のレベル低下を危惧し、支援を行っていただきたいという9の御意見。スポーツ、レクリエーションに関し、別枠であることを分かりやすく記載してはどうかという4の御意見。今後の施策推進に関し、ネットでの講師検索について、検索をより使いやすくしてほしいという5の御意見。学習施設、小劇場といった施設の増設を希望される6の御意見などがありました。

これらの御意見に対する教育委員会の考え方につきましては、資料の右側に記載しておりますけれども、御意見には、今後の施策推進に当たり、充実を求めるもの、計画の内容を抜粋されたものなど、計画自体の修正には至らないもののほか、先ほどの郷土愛に関するもの、スポーツに関する記載をより分かりやすくするために、説明を加えてはどうかというものがございましたけれども、計画の中で説明がなされていること、また、改めて説明することが不要と思われる内容であったことなどから、結果的には御意見を受けての修正は行っていません。

次に、議案第2号別冊の旭川市社会教育基本計画概要版を御覧ください。旭川市社会教育基本計画につきましては、ただいま御説明いたしましたとおり、意見提出手続でいただいた御意見を受けての修正は行っておりませんが、先日の教育委員協議会でいただいた御意見により修正を行っております。基本目標1の基本施策1-1につきまして「多様なニーズに対応した学習機会、学習情報の提供」としておりますけれども、修正前には「一人一人のニーズに対応した学習機会、学習情報の提供」だったところを、実際に一人一人のニーズに対応していくことは難しいのではないかという御意見を受けまして、修正したものであります。なお、策定中の第8次旭川市総合計画において文言整理などがあり、それらに対応した修正や数値の誤り等についても修正したところであります。

今後でありますけれども、御審議の後、決定いただきましたら、本計画を各支所、公民館や社会教育施設等で配布するとともに、旭川市社会教育基本計画（素案）に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方につきましては、意見提出手続事務取扱基準第11条の規定に基づき、意見提出者に回答し、併せてホームページで公表する予定であります。

委員長

意見提出手続の結果と文言等の一部修正に関して説明していただきましたが、全体を通して、議案第2号「旭川市社会教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員長

ありません。

各委員長

それでは、議案第2号「旭川市社会教育基本計画の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各委員長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市社会教育基本計画の策定について」は、原案どおり決定します。

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

片岡学校教育部長

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。

平成28年1月18日付けから2月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたの

	で、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。
	内容といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が3名となっております。
委員 長	報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員 長	ありません。
各委員 長	それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各委員 長	異議ありません。
	「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
	《 報告事項 》
委員 長	それでは、報告事項に入ります。
田上学校教育部 長	報告事項（2）「北海道旭川高等支援学校について」、報告願います。
	報告事項（2）「北海道旭川高等支援学校について」、報告します。
	本年4月に開校予定の北海道旭川高等支援学校につきましては、2月2日と3日に、北海道美深高等養護学校において選考検査が実施されたところでございます。最終出願者数につきましては、障害の程度が比較的軽い生徒を対象とする環境・流通サポート科、福祉サービス科の2つの学科において、定員16名に対し、出願者数は19名となっております。障害の程度が比較的重い生徒を対象とする生活技術科においては、定員8名に対し、出願者数は11名となっているところであり、2月15日午前9時に合格者が発表される予定となっております。
	現在、開校に向け道教委による校舎の改修工事が実施されており、3月末に完了予定と聞いてございます。また、開校当初は1学年3学級であります。将来的に1学級増設できる間取りとなっていると道教委から伺っているところでございます。
	市教委といたしましては、4月の開校を待って、（仮称）道北圏高等支援学校を支える会を旭川高等支援学校を支える会に名称を変更するとともに、新たに赴任する校長や教職員と連携・協力しながら、生徒の雇用先、実習先の確保等の支援に努めていく予定でございます。
委員 長	報告事項（2）「北海道旭川高等支援学校について」、御意見、御質問等がありますか。
教育 長	いずれも定員を超えていますね。
学校教育部 長	2次募集というのがあります。
教育 長	それはこれから行うのですか。
田上学校教育部 長	そうです。15日を過ぎてから行います。
学校教育部 長	出願者数はもっと多かったのですが、出願変更により今の数に収まっています。不合格となった生徒は、2次募集をしている学校に行くことになります。
教育 長	分かりました。
滝山 委員	開校式典は行いますか。
田上学校教育部 長	はい。
委員 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員 長	ありません。
委員 長	それでは、報告事項（2）「北海道旭川高等支援学校について」は、報告を受けたこととします。
	次に、報告事項（3）「平成27年度第2回教育奨励賞の決定について」、

田上学校教育部長	<p>報告願います。</p> <p>報告事項（３）「平成２７年度第２回教育奨励賞の決定について」、報告します。</p> <p>旭川市教育奨励賞につきましては、文化・スポーツの分野において優れた実績を挙げた小・中学校，高等学校の児童生徒又はその団体を学校長の推薦に基づき表彰しているものでございます。今回は３個人を決定し，３月２４日午後４時から教育委員会において表彰状及び記念品の授与を行う予定となっております。</p>
委員 長	<p>報告事項（３）「平成２７年度第２回教育奨励賞の決定について」、御意見，御質問等がありますか。</p>
教育 長	<p>基本的には学校からの推薦が前提ですから，そういう意味では，市教委からこのような場合はどうでしょうかという問い合わせをしたり，間口を広げるといことはなかなか難しいのかなという気がします。ただ，学務課に是非お願いしたいのは，該当するのではないかとという報道などには，しっかりと目を通してほしいと思います。募集期間との関係で，上手にできないできないということもあると思いますが，市教委側でのノミネートというか，資料としての蓄積などが大事になるのではないかと思いますので，そういった点についても今後気を付けてほしいと思います。</p>
田上学校教育部長	<p>分かりました。</p>
委員 長	<p>他に御意見，御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
委 員 長	<p>それでは，報告事項（３）「平成２７年度第２回教育奨励賞の決定について」は，報告を受けたこととします。</p>
学校施設担当課長	<p>次に，報告事項（５）「旭川第５小学校・桜岡中学校における落雪事故について」，報告願います。</p>
学校施設担当課長	<p>報告事項（５）「旭川第５小学校・桜岡中学校における落雪事故について」，報告します。</p>
	<p>先に新聞報道等で御承知だと思いますが，本年２月５日午後１時過ぎ，旭川第５小学校・桜岡中学校におきまして，学校屋根雪下ろし業務の実施中，受託業者の作業員２名が死亡する事故が発生いたしました。</p>
	<p>事故の概要といたしましては，当日は午前８時３０分頃から同校の学校屋根雪下ろし業務が受託業者により行われていたところでございますが，午後１時過ぎ，屋根に積もっていた雪が滑り落ち，これに巻き込まれた被災者２名を含む作業員１２名が屋根から転落いたしました。その場で受託業者が作業員の安否を確認したところ，２名が見つからないことが判明し，連絡を受けた学校が午後１時２０分頃に消防に救急要請し，その後，消防隊員によって，雪の中から発見された２名を救急搬送いたしました。残念ながら亡くなられたとのことでございます。</p>
	<p>事故の要因につきましては，調査段階ではありますが，事故の際，現場責任者が現場を離れていたということ。また，屋根に上がった作業員が，高所作業を行う際に必要な安全ロープを着けていなかったことなどが原因と考えられているところでございます。なお，事故発生時，児童生徒は校内で授業中であったこと。また，事故のあった場所は危険箇所のため，普段から児童生徒の立入りが禁止となっている場所でありましたことから，児童生徒及び学校関係者に被害はありませんでした。</p>
	<p>この事故を受け市教委といたしましては，各学校及びその他の受託業者に対し文書を発送し，再発防止のための安全対策等について改めて注意喚起を図ったところでございます。</p>
委員 長	<p>報告事項（５）「旭川第５小学校・桜岡中学校における落雪事故について」，御意見，御質問等がありますか。</p>
	<p>原因などについては，まだ調査中ということですか。</p>
学校施設担当課長	<p>労働基準監督署の調査が入っておりまして，後日，勧告等があるものと</p>

<p>委員 長 学校施設担当課長 委員 長 学校施設担当課長</p>	<p>考えてございます。ただし、労働基準監督署は今回の受託業者に対し、この事故による営業停止などといった拘束をする権限はございませんので、安全措置が執られましたところをもって、営業自体は可能となります。</p> <p>命綱をしていなかったのですよね。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>はい。</p> <p>それは安全措置が執られていたということになるのですか。</p> <p>なりません。労働安全衛生法で、高所で作業をする場合には、危険を防止するために必要な措置を執ることが定められており、これは法律違反ということになります。この調査を行う中で、必要に応じて検察庁に書類が送られまして、検察庁の判断で刑事罰が与えられることもございます。</p>
<p>委員 長 学校施設担当課長</p>	<p>労働基準監督官は司法警察官なので、検察庁に送検する権限を持っています。</p> <p>児童生徒や学校の職員の方に被害が及ばなかったのは不幸中の幸いです。どうして滑り落ちたのでしょうか。</p> <p>この学校は大きな屋根を持った2階建ての校舎で、午前8時30分頃から北側の屋根の雪下ろし業務を始め、午前中は何事もなく作業が終わり、午後に南側の屋根の作業を始めました。当日、暖気が入り込んでいたため、気温が高めで、午後になると午前中よりも更に滑りやすくなっていたという状況です。</p>
<p>委員 長 学校施設担当課長</p>	<p>毎年同じ業者が行っていたのですか。</p> <p>昨年度も同じ業者がこの学校を担当していましたが、昨年度は暖かかったこともあり、作業そのものは実施しておりませんでした。</p>
<p>中島委員 長</p>	<p>気の毒で仕方ないです。</p>
<p>委員 長</p>	<p>あつてほしくない事故ですね。</p>
<p>各委員 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>委員 長</p>	<p>ありません。</p>
<p>委員 長</p>	<p>それでは、報告事項（5）「旭川第5小学校・桜岡中学校における落雪事故について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>委員 長</p>	<p>《 そ の 他 》</p>
<p>委員 長</p>	<p>他に、何かありますか。</p>
<p>各委員 長</p>	<p>ありません。</p>
<p>事務局職員</p>	<p>ありません。</p>
<p>委員 長</p>	<p>《 秘 密 会 》</p>
<p>委員 長</p>	<p>ここからは、秘密会といたします。</p>
<p>委員 長</p>	<p>【以下、非公開】</p>